

「ICT活用の手引」

～ 福岡県立久留米筑水高等学校 ～

令和4年11月1日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

1人1台タブレット型端末導入に先立ち、本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4	健康面への配慮	2
5	トラブルが起きた場合の対応	3
6	その他	3

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- 原則、端末は学校保管となる。端末を家に持ち帰って使用する場合、事前に「端末の貸出に関する同意書」を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。端末を自宅で借用する場合は、事前に担任に借用理由と期間を報告すること。
- 学習に関係のない目的では使わないこと。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないこと。
- パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等に関する個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、本校担当教員にすみやかに相談・連絡すること。(土日、祝日を除く)

久留米筑水高等学校 ICT 活用担当 宮川 和子 (電話 0942-43-0461)

(メール miyagawa-w1@fku.ed.jp)

- 上記の場合、生徒の故意又は明らかな過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口にご相談すること。

[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#) (電話 0120-494-100)

6 その他

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。